

高齢者虐待防止指針

有限会社 まごころ

翼 株式会社

目 次

<u>はじめに</u>	2
1. 基本人権.....	2
2. 高齢者虐待防止法.....	2
3. 高齢者虐待の基本的な捉え方.....	3
4. 虐待防止検討委員会の設置について.....	4
(1)高齢者虐待防止委員会の構成員について	
(2)会議の開催について	
(3)虐待防止検討委員会で検討する事項について	
(4)虐待防止のための職員研修について.....	5
5. 虐待防止担当体制について.....	5
(1)虐待防止対応責任者	
(2)虐待防止対応責任者の責務	
(3)虐待防止受付担当者	
(4)虐待防止受付担当者の職務	
6. 虐待防止及び解決.....	6
(1)虐待通報の受付	
(2)虐待の報告・通報	
(3)虐待解決に向けた協議	
(4)解決に向けた記録・結果報告	
7. 権利擁護のための成年後見人.....	7
(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業	
(2)日常生活自立支援事業	
(3)身体拘束について	
8. その他.....	8
(1)各市町村の虐待通報先	
※別紙 1～3 ※参考資料.....	別資料

はじめに

平成 17 年 11 月高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が制定され、以来、高齢者虐待に関する取組の充実・強化が図られてきた。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数については、平成 18 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度（1,723 件）は、平成 18 年度の約 6.3 倍と顕著に増加し、以降も増加傾向となっている。虐待の種別では、「心理的虐待」が最も多く、次いで、「介護放棄（ネグレクト）」「身体的虐待」の順である。

高齢者の尊厳を守り、認知症高齢者への理解を深め、偏見や蔑視を取り除くために、私達従事者が率先して働きかける必要がある。高齢者虐待がない社会を目指し努めていくこととする。

1. 基本的人権

日本国憲法第 11 条「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であると定義する。

2. 高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法とは、在宅や施設内において、高齢者の人権を無視して、身体への暴行、心理的な外傷を与える行為、養護の著しい怠慢、財産の不当な処分等を行うことです。

高齢者の人権・利益を守るため、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護のための処置、擁護者の負担軽減を定めた高齢者虐待防止法（高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が平成 17 年 11 月 1 日に国会で可決成立し、平成 18 年 4 月 1 日より施行されました。

（1）高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（第 2 条第 1 項）。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用される。（第 2 条第 6 項）。

また、高齢者虐待を、ア．養護者による高齢者虐待、及びイ．養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義する。

ア．養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していないなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。

イ．養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う行為とされている。虐待の種類と具体的内容例は ※別紙1に記載する

※「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（高齢者虐待防止法第2条）

3. 高齢者虐待の基本的な捉え方

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。

（1）虐待に対する「自覚」は問わない。

高齢者や養護者、要介護施設従事者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる状態は虐待があると考えて対応する。

(2) どんな状態や状況においても虐待はあってはならない。

高齢者の性格や認知症の症状などがどのようなものであっても、また、養護者や養介護施設従事者等がどのような状況であったとしても、虐待が許される理由にはならない。

(3) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成するために必要な措置を講じる。

4. 虐待防止検討委員会の設置について

(1) 高齢者虐待防止委員会の構成員について

- (ア) 高齢者虐待防止委員会の委員長は、各事業所の管理者及び施設長とする。また、委員数は必要とする委員数とする。
- (イ) 必要のある場合は、事業所外の高齢者虐待防止の専門家や有識者を委員として積極的に活用することとする。
- (ウ) 虐待防止委員会は、他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することとして差し支えないとする。

(2) 会議の開催について

高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」）は、定期的に開催し委員会で話しあわれた内容等を（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）を、従業者に周知徹底を図る。委員会の開催に当たっては、新型コロナウィルスの感染防止の観点から、テレビ電話措置等を活用して行うことも可能とする。

※個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(3) 虐待防止検討委員会で検討する事項について

- (ア) 高齢者虐待防止指針の見直し及び改訂
- (イ) 虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発する内容とする。
- (ウ) 事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。
- (エ) 身体拘束及び不適切ケアの適切な知識を普及・啓発をする。
- (オ) 高齢者虐待防止等の研修の実施及び記録について。

(4) 虐待防止のための職員研修について

- (ア) 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）及び新規採用時に実施。※参考資料を活用し研修を行う。
- (イ) 虐待等に関する適切な知識と防止に関する基本的内容等について。
- (ウ) 虐待等を発見した際に、従業員が相談・報告出来る体制環境の整備。
※別紙2 フローチャート
- (エ) 身体拘束及び不適切ケアの基本的内容について。

5. 虐待防止担当体制について

(1) 虐待防止対応責任者

事業所における虐待を防止するための体制として、専任の担当者を配置する。当該担当者としては、虐待防止委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましく、各事業所の管理者および施設長が当たるものとする。

(2) 虐待防止対応責任者の職務

- (ア) 利用者への虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。
- (イ) 虐待防止啓発のため職員に定期的な法人職員の研修をおこなわなければならない。
研修は、虐待防止啓発研修に限らず、全人的な人格・資質の向上を目的として研修とする。
- (ウ) 虐待内容及び原因、解決策の検討をする。
- (エ) 虐待防止のための当事者等の話し合いをする。
- (オ) 虐待内容等を必要に応じて第三者に報告をする。
- (カ) 虐待原因の改善状況について虐待通報者及び被虐待者及び第三者に報告する。

(3) 虐待防止受付担当者

事業所の利用者が虐待通報を行ないやすくするために、法人に虐待防止受付担当者を配置する。虐待防止受付担当者は、各事業所の管理者及び施設長が指名する。
また、事業所職員は、虐待防止受付担当者の不在時に虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受けることが出来る。通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(4) 虐待防止受付担当者の職務

- (ア) 利用者等からの虐待通報受付
- (イ) 虐待内容の記録
- (ウ) 虐待内容を虐待防止対応責任者へ報告
- (エ) 虐待改善状況を虐待防止対応責任者への報告

6. 虐待防止及び解決

(1) 虐待通報の受付

虐待の通報は、※別紙3に定める「虐待相談受付票」にて記録し受け付けることとする。また、口頭による通報によっても受け付けることができる。

虐待防止受付担当者は、通報があった場合は、その内容を、「虐待相談受付票」に記録し、その内容を通報者と確認する。

(2) 虐待の報告・確認

虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。虐待防止対応責任者は、必要に応じて、事業所外の高齢者虐待防止の専門家や有識者に協議し、対応解決に努めることとする。

検討・協議した内容を、虐待通報者に通知・報告する。通知・報告は原則として10日以内に行わなければならない。

(3) 虐待解決に向けた協議

- (ア) 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するために、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- (イ) 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて事業所外の高齢者虐待防止の専門家や有識者に助言を求めることが出来る。
- (ウ) 事業所外の高齢者虐待防止の専門家や有識者は、話し合いへの立ち合いに当たっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- (エ) 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める記録用紙に記録し、立ち会った事業所外の高齢者虐待防止の専門家や有識者に確認する。

(4) 解決に向けた記録・結果報告

- (ア) 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決・改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- (イ) 虐待対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図れなかった場合には、市町村その他の関係機関と連携を図り、解決しなければならない。

7. 権利擁護のための成年後見制度

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業

虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用を障害者並びに利用者本人及びその保護者等に啓発する。

(ア) 法定後見（補助）・（イ）法定後見（補佐）・（ウ）法定後見（後見）・（エ）任意後見制度 詳細については、詳細については※参考資料を参照とする。

(2) 日常生活自立支援事業

虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、日常生活自立支援事業の利用を障害者並びに利用者本人及びその保護者等に啓発する。

第二種社会福祉事業に規定された福祉サービス利用援助事業、福祉サービス利用援助事業の従事者の資質向上のための事業、普及、啓発事業を総称する。認知症高齢者・知的障害者・精神障害者で判断能力が不十分な方が利用対象。詳細については※参考資料を参照とする。

(3) 身体拘束について

身体拘束は、身体的弊害・精神的弊害・社会的弊害等を十分に熟慮し、身体拘束以外の代替方法が見出せられるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、出来る限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならない。また、身体拘束をするためには、決められた手順と十分な説明を行わなければならない。

詳細については※参考資料を参照とする。

8. その他

(1) 各市町村の虐待通報先

通 報 先	担 当 課	電 話 番 号
埼玉県虐待通報ダイヤル		# 7171
埼玉県	地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当	048-830-3251
本庄市	地域福祉課 長寿いきがい係	0495-25-1142
熊谷市	長寿いきがい課	048-524-1398
深谷市	長寿福祉課	048-574-8544
群馬県	群馬県高齢者総合相談センター	027-255-6100
群馬県	健康福祉部介護高齢課	027-226-2562
群馬県高崎市	長寿社会課	027-321-1319
群馬県大泉町	大泉町保健福祉センター 健康福祉部 高齢介護課	0276-62-2121

(2) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族等がいつでも閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、法人ホームページにも公表します。

附則 本指針は令和3年6月1日から施行する。

本指針を令和5年12月1日に改定した。

養介護事業者等による高齢者虐待の類型と具体例

I 身体的虐待

(i) 暴力的行為 ※注1

- 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかり転ばせる。
- 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- 本人に向けて物を投げつけたりする。

など

(ii) 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など

(iii) 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

(i) 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。（異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題。汚れや破れのひどい服着る。）
- 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる
- 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

(ii) 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠たる。または、医学的診断を無視した行為

- 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している。

(iii) 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ナースコール等を使用させない。手の届かないところに置く。
- 必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。

(iv) 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

(v) その他職務上の義務を著しく怠ること

III 心理的虐待

(i) 威嚇的な発言、態度

- 怒鳴る、罵る。
- 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぐ」などと言い脅す。

(ii) 虐辱的な発言、態度

- 排せつの失敗や食べこぼし等、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
など

(iii) 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

(iv) 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

(v) 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

(vi) その他

- 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。

IV 性的虐待

(i) 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- 性器等に接触したり性的行為を強要する。
- 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを見せる。
- 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

V 経済的虐待

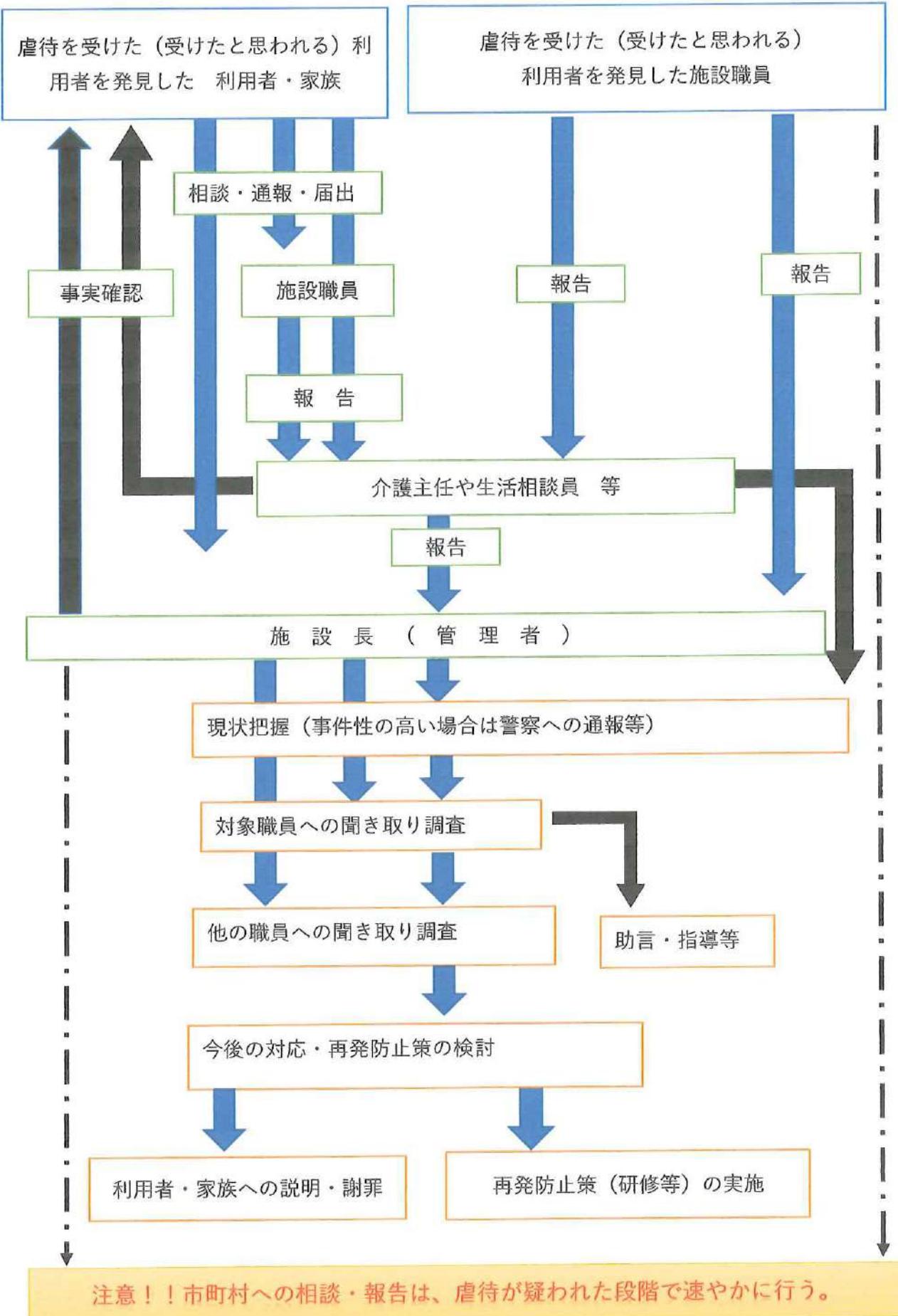
(i) 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。
- 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み借りる。
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

※注1 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和25年6月10日）

通報フローチャート



※別紙3 「虐待相談受付票 1」

記入日： 年 月 日 記入者：

【相談者】	氏名： 様		性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢：
高齢者との関係(続柄)：		連絡先：		
相談内容・虐待の状況：※どこで・誰が・いつ・何をしたのか。その時の被虐待者の様子 等				
施設以外に通報した機関	<input type="checkbox"/> 市町村(市町村名： 課名： 担当者：) <input type="checkbox"/> 都道府県(都道府県名： 課名： 担当者：) <input type="checkbox"/> 虐待通報ダイヤル <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター(事業者名： 担当者：) <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他()			
【被虐待者(疑)】 氏名： 様	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		年齢：	
連絡先(住所 & TEL 等)：				
障害等認定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身障 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他			
精神疾患	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 不明			
精神状況	<input type="checkbox"/> うつ傾向 <input type="checkbox"/> 飲酒問題 <input type="checkbox"/> 性格のかたより <input type="checkbox"/> その他			
生活状況				
健康状態				
経済状況	<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> その他 ※具体的な金額がわかる場合(円)			
介護認定	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 区分変更中 <input type="checkbox"/> 要支() <input type="checkbox"/> 要介()			
サービス利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(希望有・希望無し) <input type="checkbox"/> 不明			
サービス内容	<input type="checkbox"/> デイ(回/週) <input type="checkbox"/> 訪問看護(回/週) <input type="checkbox"/> 訪問介護(回/週) <input type="checkbox"/> その他()			
【家族の状況】				
氏名	続柄	同別居	年齢	職業の有無
主KP:				
副KP:				
【家族の構成図】 キーパーソン：				
※虐待加害者(疑い) »	氏名： 歳 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
住所・連絡先	TEL：			
被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 施設職員 <input type="checkbox"/> 家族(続柄) <input type="checkbox"/> 介護保険サービス関係者(事業所名：)			
施設での職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 相談員 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他			
虐待加害者の主病名(わかる範囲で)	<input type="checkbox"/> 内科的疾患(病名：) <input type="checkbox"/> 精神的疾患(口うつ傾向 <input type="checkbox"/> 統合失調症 <input type="checkbox"/> 双極性障害 <input type="checkbox"/> 飲酒問題 <input type="checkbox"/> 性格のかたより) <input type="checkbox"/> その他			
生活状況(勤務状況)				
身体的観察所見	<input type="checkbox"/> 顔色() <input type="checkbox"/> 表情() <input type="checkbox"/> やうれ()			
	<input type="checkbox"/> 福そうの有無(場所と程度 :			
	<input type="checkbox"/> 傷・けが・あざ・やけど等(場所と程度 :			
	<input type="checkbox"/> 温疹・かぶれ() <input type="checkbox"/> 拘縮・麻痺() <input type="checkbox"/> 痛み()			
	<input type="checkbox"/> 脱水() <input type="checkbox"/> 栄養不良() <input type="checkbox"/> むくみ()			
	<input type="checkbox"/> 発熱() <input type="checkbox"/> 意識の状態()			

※別紙3 「虐待相談受付票 2」 被虐待者の状況

記入日： 年 月 日 記入者：

認知症	認知症高齢者の自立度：自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M 不明										
	<input type="checkbox"/> 診断あり (□アルツハイマー型認知症 □レビー小体型認知症 □脳血管性認知症 □前頭側頭型認知症) 時期(年 月 日 ~)										
	<input type="checkbox"/> 診断なしであるが、認知症状がある。 <input type="checkbox"/> 診断なし。認知症状なし。										
	<input type="checkbox"/> 被害念慮 <input type="checkbox"/> 口作話			<input type="checkbox"/> 何回も同じ話をする			<input type="checkbox"/> 幻覚			<input type="checkbox"/> 感情の不安定	
	<input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 口暴言暴行			<input type="checkbox"/> 大声を出す			<input type="checkbox"/> 介護への抵抗			<input type="checkbox"/> 徘徊	
	<input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> 外出して戻らなくなる			<input type="checkbox"/> 収集癖			<input type="checkbox"/> 火の不始末			<input type="checkbox"/> 物や衣類を壊す	
<input type="checkbox"/> 不潔行為 <input type="checkbox"/> 口異食			<input type="checkbox"/> 性的な問題行動			<input type="checkbox"/> その他()					
日常生活の状況	日常生活自立度：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 不明										
	排泄： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況：										
	食事： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況：										
	入浴： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況：										
	更衣： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況：										
	移動： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況：										
	睡眠： <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや不眠 <input type="checkbox"/> 不眠 介助状況：										
	コミュニケーション・感覚器の障害等： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：										
現病歴既往歴											
内服薬状況	内服薬の薬剤名・容量 等										

「虐待および虐殺が繰られる狹見につけ」

1 虐待が疑われる状況やサイン

虐待種類	内容／状況・態度／言動 疑いも含む
身体的	<input type="checkbox"/> 叩く <input type="checkbox"/> つねる・なぐる <input type="checkbox"/> 新旧のあざ・傷・やけど・腫れ <input type="checkbox"/> 意図的な薬の過剰服用 <input type="checkbox"/> 身体の拘束・抑制 <input type="checkbox"/> あざ・傷の説明のつじつまがあわない・隠す <input type="checkbox"/> 自由に外出させない <input type="checkbox"/> おびえた表情や態度 <input type="checkbox"/> 「怖い」「痛い」「ここにいたくない」「殴られる」などの言動 <input type="checkbox"/> いつも以上に萎縮している <input type="checkbox"/> 関係者に話すことをためらう <input type="checkbox"/> 話す内容が変化する <input type="checkbox"/> サービスの拒否
放棄・放任	<input type="checkbox"/> 住環境が劣悪(異臭、不潔、乱雑) <input type="checkbox"/> 不潔な衣類や寝具 <input type="checkbox"/> 身体の異臭や極端な汚れ <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> 栄養不良(やせが目立つ、極端な体重減少、極端に偏った食事) <input type="checkbox"/> 意識の低下(眠りがち、声かけに反応しないなど) <input type="checkbox"/> 低血糖(ふるえ、冷汗、動悸など) <input type="checkbox"/> 施設が受診を拒否 <input type="checkbox"/> 家族が受診を拒否 <input type="checkbox"/> 施設がサービスを拒否する <input type="checkbox"/> 家族がサービスを拒否 <input type="checkbox"/> 施設が関係者と会わせない・拒否する。家族が関係者と会わせない・拒否する
心理的	<input type="checkbox"/> 怒鳴る <input type="checkbox"/> ののしる <input type="checkbox"/> 悪口を言う <input type="checkbox"/> 悔辱を込めて子どものように扱う <input type="checkbox"/> 無視する <input type="checkbox"/> 拒否する <input type="checkbox"/> 急激な体重減少 <input type="checkbox"/> 拒食や過食 <input type="checkbox"/> 不眠・不規則な睡眠 <input type="checkbox"/> 無気力な表情 <input type="checkbox"/> なげやりな態度 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 家族の登場により急な態度や表情の変化
性的	<input type="checkbox"/> 下半身を裸にして放置する <input type="checkbox"/> キス・性器への接触・セックスを強要する <input type="checkbox"/> 他者の前でオムツ交換や処置をして他者に裸を見せる若しくは、見える環境をつくる。 <input type="checkbox"/> 肛門・性器の傷・出血・かゆみや痛みの訴え <input type="checkbox"/> おびえた表情 <input type="checkbox"/> 怖がる <input type="checkbox"/> 入目を避ける <input type="checkbox"/> 不自然な歩行 <input type="checkbox"/> 座位を保つことが困難
経済的	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない <input type="checkbox"/> 年金や預貯金を勝手に使用する <input type="checkbox"/> 通帳から勝手にお金が引き落とされる